

愛南町野菜産地化推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成 27 年 6 月 25 日

愛南町長 清水 雅文

### 愛南町野菜産地化推進事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、愛南町における野菜産地化対策の一環として競争力のある産地の構築を図るため、えひめ南農業協同組合が作成する野菜産地強化計画(以下「産地計画」という。)において産地化を目指す作目に位置付けられた農作物の出荷を目的に作付けを行った農業者(以下「対象農業者」という。)に対して予算の範囲内において補助金を交付することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、愛南町補助金等交付規則(平成 17 年愛南町規則第 5 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第 2 条 補助金の交付対象となる経費(第 1 号において「補助対象経費」という。)及びこれに対する補助率は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費 対象農業者による第 1 条に規定する農作物の種苗の購入に係る経費

(2) 補助率 補助対象経費の 2 分の 1 以内

(補助金の交付申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする対象農業者(以下「補助事業者」という。)は、野菜産地化推進事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 4 条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその適否を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その内容を野菜産地化推進事業補助金交付決定(変更)通知書(様式第 2 号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第 5 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第 1 条に規定する農作物の出荷が完了したときをいう。)は、速やかに野菜産地化推進事業実績報告書(様式第 3 号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 6 条 町長は、前条に規定する実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、野菜産地化推進事業補助金額の確定通知書(様式第 4 号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 7 条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、当該年度の補助事業終了後速やかに、野菜産地化推進事業補助金請求書(様式第 5 号)を町長に提出するものと

し、町長は、当該請求に基づき、補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、補助事業者が、町長の承認を得ず補助事業の内容を変更し、又は中止したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成27年4月1日から施行する。